

湖南省における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の 停留所の名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	利用期間	関係者
甲西駅北口	湖南省平松北1丁目20-14番地先	一般乗用旅客自動車運送事業者（株式会社ビジネスサービス滋賀）が行う乗合旅客の運送事業（道路運送法第21条第2号）の用に供する自動車	最左欄の停留所等を使用している一般乗合旅客運送事業者と運航時刻について、調整を図ること 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る	令和4年4月1日（金）から令和6年3月31日（日）までの間	滋賀バス株式会社 滋賀県公安委員会 湖南省 近畿運輸局
美松	湖南省中央2丁目82番地先				
三雲駅	湖南省三雲457番地先				
甲西駅南口	湖南省平松北1丁目20-14番地先				
仲町	湖南省柑子袋784番地先				
農道柑子袋	湖南省柑子袋611番地先				
文化総合センター	往：湖南省石部中央5丁目1-7番地先 復：湖南省石部中央4丁目8-50番地先				
石部駅	湖南省石部西3-5-35番地先				
郵便局	往：湖南省石部東2丁目1-1番地先 復：湖南省石部東1丁目1-1番地先				
古宮	湖南省石部東3丁目1-44番地先 湖南省石部東6丁目1-17番地先				
石部南	湖南省石部南2丁目1-23番地先				